

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）において農業を営んでいた申立人の風評被害による営業損害（逸失利益）について、平成29年1月分から同年12月分まで、行政による出荷制限が課せられている農産物（柚子）のほか、出荷制限が課されていない農産物（柿）に係る損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 柚子に係る、被申立人による平成28年12月26日付けプレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」I. に基づく営業損害
- (2) 柿に係る営業損害（逸失利益）

期間 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、金43万円の支払義務があることを認める。

- (1) 柚子 30万円
- (2) 柿 13万円
- (3) 合計 43万円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年7月23日